

選挙人名簿の閲覧が規制されます

県内市町村で事務処理要綱を制定

選挙人名簿の閲覧資料が営利目的で使用される等、個人のプライバシーを保護する必要が生じたため、県下の選挙管理委員会では、これを規制する事務処理要綱を定め6月1日から実施することになりました。

【閲覧を認める範囲】

次の場合に限り、閲覧することができます。

- ① 選挙人が特定の選挙人の登録の有無を確認するとき
- ② 政党その他の政治団体又は政治家（候補者、候補者となるうとする者及び現に公職にある者）が選挙運動又は政治活動のために利用するとき
- ③ 国、報道機関などが各種調査に利用するとき
- ④ その他選挙管理委員会が公益上必要と認めたとき

【閲覧の申請】 請をし、抄本の使用が競合するとき

閲覧しようとする者は、原則として閲覧申請書等を選挙管理委員会に提出し、許可を得なければなりません。

【閲覧の方法】 読み取りまたは筆記に限ります。

児童手当を受けられる人

児童手当は、明日の社会を担う子どもを養育している家庭の「生活安定」と「健全育成・資質の向上」を目的として制定された制度です。

格があつても6月以降の手当を受けられなくなることがありますので、必ず提出してください。
※詳しくは、福祉課（内線47）へ



すべての受給者の方へ

毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、現況届けを提出していただくことになっています。

※詳しいことは、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

届け出をしないと、受給資

**現況届けは
お忘れなく(6月中)**

**未来を担う
子どもたち**
応援します
児童手当

平成2年度集合税(町県民税・固定資産税・国民健康保険税)

第1期分の納期限は7月2日です

“遅れないように納付しましょう”

- | | |
|---------|-----------|
| ☆ 第二子 | 二千五百円(月額) |
| ☆ 第三子以降 | 五千円(月額) |

※詳しくは、福祉課（内線47）へ